

## コンプライアンス行動規範

高知県農業共済組合役職員は、次に示す行動規範の各項目に則り、法令や定款、共済規程、諸規則を遵守し、社会に対して公正な行動を実践する責任を負います。

この行動規範等に対する違反が認められた場合は、事実関係を調査し、対応策を策定し、行政庁への届出や関係者の処分、再発防止策の策定等ルールに従って措置を講じます。

コンプライアンス違反や、その恐れのある場合には通報窓口により報告しなければなりません。その場合、秘密の保持が図られ、通報者が不利益を被ることはありません。

### 1．法令や社会ルールの遵守

公的な団体としての自覚に立ち、法令や社会ルールを遵守し、NOSA Iの理念を理解した上、公正、誠実に社会的役割を果たします。

### 2．関係法令等の遵守

保険業法や関係法令等を遵守し、農業共済事業を的確に実施するため制度の普及を行い、保障とサービスを提供します。

### 3．公正な競争の遵守

取引上の立場を利用して相手に不当な不利益を強いるなどの不公正な取引を行いません。

### 4．組織の利益に反する行為の禁止

組織の正当な利益に反して、自分や第三者の利益を図るような行為を行いません。

### 5．組織の情報の適切な取り扱い

経営情報について正確な情報を作成し、監査や検査に協力します。適時適切な情報の開示に努めます。

機密情報や個人情報の取り扱いは厳正に管理し、第三者に漏洩せず、業務以外の目的のために使用いたしません。

### 6．社会、政治との適正な関係

善良な生活や適正な組織活動を破壊するような反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は安易な方法で解決を図ることなく毅然とした対応で排除します。

選挙、政治活動、政治資金等に関する法令を遵守し、公正な姿勢で対応します。

### 7．接待、贈答の禁止

公務員やこれに準ずる者及び取引先の役職員に対して、社会通念を超える金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しません。また、間接的にそのような供与を助長する行為を第三者に対して行いません。

取引先の役職員から、社会通念を超える金銭、贈物、接待その他経済的利益を受領しません。

#### 8．適正な資金管理と経理処理

組織の資金は適正に管理し、会計は事実に基づき正確適正に処理し、虚偽や誤解を招く帳簿の記載を行いません。

#### 9．健全な職場環境

労働関係法令等を遵守し安全で健全な職場環境を維持します。

人権を尊重し差別やセクシャルハラスメント等の発生を防止します。

より良い地球環境に貢献するため、省エネルギーやリサイクル等環境の改善に配慮して行動します。

組織活動において安全、衛生の確保を目指し行動します。